

特別定額給付金の申請について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

特別定額給付金の給付対象者は、令和2年4月27日の基準日において多賀町の住民基本台帳に記録されている方（※1）とし、給付額は1人あたり10万円です。

※1 基準日時点において、日本国内で生活されていた方で、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて当町の住民基本台帳に記録されることとなった方を含みます。

申請期間：5月11日（月）～8月11日（火）

申請先：多賀町役場 総務課 特別定額給付金係

申請方法：郵送またはオンライン

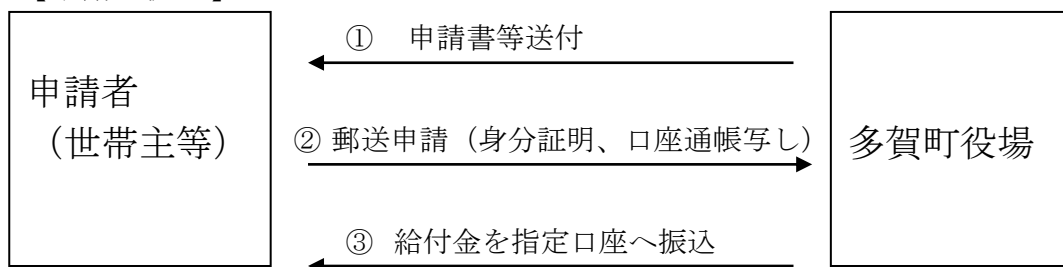
*特別定額給付金の受給権者は、基準日現在での世帯主の方です。

支給開始（振込）予定：令和2年5月20日から随時振込いたします。

《郵送の場合》

返信用封筒に同封するもの： **申請書(世帯主)本人とわかる証明書**
※運転免許証、健康保険証の写し等
 口座番号の分かるもの(預金通帳の写し等)

【申請の流れ】



郵送での申請ができない方や口座をお持ちでない方は、特例として現金給付申請ができますので、詳しくは下記給付金係までお問い合わせください。

《オンラインの場合》

5月1日から申請を受け付けています。

マイナンバーカードをお持ちの方は、「ぴったりサービス」から申請をすることができます。

ぴったりサービス

検索

多賀町役場総務課 特別定額給付金係
電話 0749-48-8120 有線 2-2001